

令和 2 年（2020 年） 2 月 26 日

学校長 様

教育長

市立小中学校における臨時休業の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症の患者が学校において発生した場合の臨時休業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 25 日付け札教保第 302 号）によりお知らせしたところです。

このたび、北海道における感染の流行を鑑み、これを早期に終息させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることを踏まえ、現時点で、児童生徒の体力の保持・回復や教職員自らの健康管理を行うとともに、各学校における対策の充実を図ることを目的に下記のとおり札幌市立のすべての小学校、中学校（開成中等教育学校前期課程を含む）を休校とすることといたしますのでお知らせいたします。

記

- 1 令和 2 年 2 月 28 日（金）から 3 月 6 日（金）までを臨時休業とする。
- 2 高等学校入学者選抜に係る対応
 - (1) 臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導するとともに、発熱などの症状が出るなど、心配な点がある場合については、速やかに学校に連絡するよう確実に伝えること。
 - (2) 中学校第 3 学年の生徒のうち、3 月 4 日（水）及び 5 日（木）に高等学校入学者選抜を受検する生徒は、3 月 3 日（火）を事前登校日とする。
 - (3) 緊急時における連絡体制を整備しておくこと。

1 について 保健給食課 211-3841

2 について 教育課程担当課 211-3891